

ふくやまプレミアム付商品券 PR チラシ等印刷業務委託に関する
実施要領

1 業務の目的

消費税・地方消費税10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的にふくやまプレミアム付商品券発行協議会（以下「協議会」という。）が発行する、ふくやまプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）のPR チラシ等の印刷をするものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

ふくやまプレミアム付商品券PRチラシ等印刷業務

(2) 業務内容等

別紙「ふくやまプレミアム付商品券PR チラシ等印刷業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から2020年3月31日まで

3 選定方法及び契約方法

本業務は、価格、受注実績等を基に協議会で審査し、受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

4 参加資格

参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 福山市内に本店、支店、支社、営業所等を有し、協議会との連絡・調整等に迅速な対応が可能であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

5 参加申込みの手続等

(1) 申込先

ふくやまプレミアム付商品券発行協議会

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目10番1号

福山商工会議所4階

電話：084-921-2350（直通）

(2) 選考スケジュール

ア 受付期間

2019年（平成31年）4月15日（月）から同年4月26日（金）まで（土・日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 結果の通知

2019年（令和元年）5月10日（金）

6 参加申込書方法等

(1) 提出場所

5（1）と同じ

(2) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日を除く午前8時30分から午後5時まで）（郵送の場合は、必着）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(3) 提出物及び提出部数

次のア～オの書類を作成し、各1部を提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 企業・団体の概要（様式2）

ウ 受託実績報告書（様式3）

※チラシ・ポスター印刷業務等、類似業務の実績を記載すること。

エ 誓約書（様式4）

オ 見積書（内訳表も添付すること）

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、協議会の審査を経て特定した受注候補者と業務内容について協議等行い仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、募集時点の内容が基本となりますが受注候補者と協議会との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結します。
- (3) 協議会が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領の内容に違反すると協議会会長が認めた場合
- (3) その他協議会の指示に違反する場合

9 その他の留意事項

- (1) 提出された参加申込書等は返却しません。
- (2) 提出期限以降における参加申込書等の再提出は認めません。

- (3) 参加申込書等の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を持参又は郵送により提出してください。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約を解除できるものとします。この場合、協議会に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (5) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して協議会は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。